

記載例

届出する年月日を記入

離婚届

令和3年1月1日届出

長殿

受理令和 年 月 日	発送令和 年 月 日					
第 号	第 号					
送付令和 年 月 日	長印					
第 号						
書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	封票	住民票	通知

現在、住民登録している住所(離婚届だけでは世帯分離や世帯主変更等はできません)

未成年(18歳未満)の子の氏名はフルネームでご記入ください。複数いる場合も同様。

同居していたときの世帯の中で、一番収入の多い方の職業にチェック

婚姻中の氏で本人が自署してください(押印は任意)。

(1)	氏名	夫 三田 太郎	妻 三田 花子
	生年月日	昭和55年 5月 5日	昭和57年 7月 7日
	住所	兵庫県三田市三輪2丁目	兵庫県三田市三輪2丁目
	(住民登録をしているところ)	1 番地 1 号	1 番地 1 号
	世帯主の氏名	三田 太郎	三田 太郎
(2)	本籍	兵庫県神戸市中央区加納町六丁目5 番地 1 番	
	(外国人のときは国籍だけを書いてください)	筆頭者の氏名 三田 太郎	
	父母の氏名 父母との続柄 (他の養父母はその他の欄に書いてください)	夫の父 三田 次郎 続き柄 母 花代 長男	妻の父 神戸 花三郎 続き柄 母 兵庫 花美 二女
(3)	離婚の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 協議離婚	<input type="checkbox"/> 和解
(4)	婚姻前の氏に	<input type="checkbox"/> 夫は <input type="checkbox"/> もとの戸籍にもどる	<input type="checkbox"/> 請求の認諾
	もどる者の本籍	兵庫県三田市けやき台三丁目1 番地 1 番 筆頭者の氏名 神戸 花子	<input type="checkbox"/> 判決
	未成年の子の氏	夫が親権を行う子	妻が親権を行う子 三田 花太
	同居の期間	平成24年 1月 から 年 月 まで	
	別居する前の住所	(別居したとき) 番地 番 号	
	別居する前の世帯のおもな仕事と	<input type="checkbox"/> 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 <input type="checkbox"/> 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 <input type="checkbox"/> 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input checked="" type="checkbox"/> 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 <input type="checkbox"/> 6. 仕事をしている者のいない世帯 (国勢調査の年... 年...の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください)	
	夫妻の職業	夫の職業 <国政調査の年のみ記入>	妻の職業 <国政調査の年のみ記入>
その他	届出人	夫 三田 太郎 印	妻 三田 花子 印
	署名押印		
	事件簿番号	住定年月日	夫 年 月 日 妻 年 月 日

記入の注意

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。
筆頭者の氏名欄には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。
届書は、1通でさしつかえありません。
この届書の本籍地でない役場に出すときは、戸籍謄本が必要ですから、あらかじめ用意してください。
そのほかに必要なもの 調停離婚のとき→調停調査の謄本
審判離婚のとき→審判書の謄本と確定証明書
和解離婚のとき→和解調査の謄本
認諾離婚のとき→認諾調査の謄本
判決離婚のとき→判決書の謄本と確定証明書

証人 (協議離婚のときだけ必要です)	
署名	三田 次郎 印
生年月日	昭和29年 2月 9日
住所	兵庫県三田市三輪2丁目 1 番地 1 号
本籍	兵庫県三田市三輪2丁目 1 番地 1 号
	神戸 花三郎 印
	昭和27年 7月 2日
	兵庫県神戸市中央区下山手通 5丁目10 番地 1 号
	東京都新宿区西新宿2丁目 8 番地 1 号

父母がいま婚姻しているときは、母の氏は書かないで、名だけを書いてください。
養父母についても同じように書いてください。
□には、あてはまるものに○のようにしるしをつけてください。

もとの氏に戻る場合→①親の戸籍に戻る。親の戸籍の本籍と筆頭者名を記入
→②自分で新戸籍をつくる。新本籍もとの氏で氏名を記入
※新本籍は日本の土地に地番があれば良い。建物の地番は不可。
引き続き今までの氏を使う場合→「離婚の際に称していた氏を称する届」と同時に届出してください。この欄は何も記入しないでください。

同居を始めたときの年月は、結婚式をあげた年月または同居を始めた年月のうち早いほうを書いてください。
住民登録上、同じ住所の場合は「別居したとき」は空白にしてください。

届け出られた事項は、人口動態調査(統計法に基づく指定統計第5号、厚生労働省所管)にも用いられます。

未成年の子がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。
(面会交流)
□取決めをしている。
□まだ決めていない。
(養育費の分担)
□取決めをしている。
□まだ決めていない。
未成年の子がいる場合に父母が離婚をするときは、面会交流や養育費の分担など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定めることとされています。この場合には、子の利益を最も優先して考えなければならないこととされています。

証人は、この離婚について知っている人で成年者であればどなたでも構いません。証人本人が自署してください(押印は任意)。裁判離婚の場合は不要です。

未成年(18歳未満)の子がいる場合、面会についてと養育費について、話し合いがなされているかどうかをチェック

連絡先
電話(079) 563-1111 番
自宅勤務先・呼出 方

※お昼間に連絡のつく電話番号をご記入ください。

◎署名は必ず本人が自署してください。